

演習(ゼミ)科目における学生の所属に関する申し合わせ(案)

学務運営会議

標記科目(いわゆるゼミ)における学生の所属は、開講期間途中での変更を認めない。

- ・ACB 科目の「演習」区分、教養科目の「特殊講義・演習(第 4 群)」区分、専門科目の「演習」区分における演習科目
- ・「卒業研究」

ただし、病気・怪我等によって担当教員の授業継続が困難になった場合、担当教員と所属学生間に当該授業進行に支障をきたす恐れのある問題が生じた場合等では、学務運営会議での審議を経て、学生の所属変更を認めることがある。

審議には、当該問題の詳細を客観的に確認できる資料を必要とする。この資料には、学務運営会議構成員による当該担当教員および当該学生に対する聞き取り結果が含まれる。

所属変更後、所属先の教員に対する支援が必要とされる場合には、学務運営会議がそれにあたる。

以上